

「猟師の飼犬殺傷事件」

Q：私は北海道に住んでいますが、毎年、キタキツネを害獣として猟期に猟師による猟がされます。私の飼犬が猟師に撃たれて亡くなりました。

私は猟友会に対して、意見を言いましたが、回答がありません。その法律上の問題を教えて下さい。

A：各地に猟友会があり、猟期に猟がされます。野生動物は鳥獣保護法によって保護をしています。むやみな猟は犯罪として禁じられています。鳥獣保護法は、熊などの危険動物や、作物などを荒らすと言われる、鹿、猪、野鳥などを、一定の期間、一定の狩猟方法で猟をすることが許されます。

犬が猟師に故意に撃たれて亡くなったときは、刑法では器物損壊罪（同法261条、264条、告訴が必要です。3年以下の懲役、30万円以下の罰金）、また、動物愛護法では、動物殺傷罪（同法44条1項、2年以下の懲役、200万円以下の罰金）として刑罰を受けます。

しかし、過失は処罰されません。

しかし、民事上、過失の場合にも、加害者は被害者に対して損害賠償責任を負いますので、その被った損害、購入代金等の財産的損害や精神的損害（家族の一員）などを、猟師に請求することができます（民法709条）。

弁護士 植田勝博